

## 田野町移住定住促進新築住宅建設奨励金交付要綱

(令和7年4月1日要綱第20号)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本町への移住及び定住を促進し、地域における人口の維持・増加を図るとともに、住宅建設に伴う地域経済の活性化を図るため、田野町内において住宅を新築する者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付するものとし、その交付について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 玄関、台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するものをいい、床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下の1戸建の建物をいう（居住部分とそれ以外の部分とが結合する併用住宅については、居住部分が住宅の床面積の2分の1以上のものをいう。）。ただし、共同住宅を除く。
- (2) 新築 自己の居住の用に供するため、町内に新たに住宅を建設することをいう。ただし、増改築及び模様替えは除く。
- (3) 居住部分 専ら居住の用に供する部分（玄関、台所、便所、浴室及び居室）をいい、店舗、事務所その他これらに類する用途の部分を除く。
- (4) 町内施行業者 町内に本社・本店を有する業者（個人事業者を含む）をいう。

### (交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 町内に新築住宅を建築した者。
- (2) 奨励金申請時に町内に住所を有している者
- (3) 生活の本拠として当該新築住宅を使用する者（別荘は対象外とする。）
- (4) 奨励金対象者及びその世帯員に町税等の滞納がないこと。
- (5) 居住開始の日から10年以上継続して対象住宅に住所を有し、居住する意思がある者
- (6) 世帯を構成する者が、田野町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第3号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者でないこと。
- (7) 過去に当該奨励金の支給を受けていない者

### (奨励金交付対象となる住宅)

第4条 奨励金の交付対象となる住宅は、自ら居住する新築住宅（以下「対象住宅」という。）とする。

2 第1項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

### (奨励金の額)

第5条 奨励金限度額等は別表第1に定めるとおりとする。

### (奨励金対象住宅認定申請)

第6条 交付対象者は、奨励金の交付に係る対象住宅について、あらかじめ奨励金対象住宅として認定を受けなければならない。

2 交付対象者は、前項の認定を受けようとするときは、対象住宅に係る工事請負契約の締結後速やかに田野町移住定住促進新築住宅建設奨励金対象住宅認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、町長に申請しなければならない。

- (1) 交付対象者及び同居を予定している者の住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書
- (2) 対象住宅に係る工事請負契約書の写し
- (3) 居住部分の面積が明らかになる図面及び計算書
- (4) 誓約・同意書（様式第2号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 前項による申請は、転入届出以前においても、行うことができるものとする。

4 対象住宅の所有者が共有名義の場合にあつては、複数人による申込みはできないものとする。

#### （奨励金対象住宅の認定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、田野町移住定住促進新築住宅建設奨励金対象住宅認定（却下）通知書（様式第3号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

#### （奨励金の交付申請）

第8条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は住宅の建設又は取得が完了した日から2ヶ月以内又は奨励金事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに、田野町移住定住促進新築住宅建設奨励金交付申請書兼実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 対象住宅に係る請負契約書の写し（認定申請時から変更があつた場合）
- (2) 対象住宅の登記事項証明書
- (3) 居住用面積が明らかになる図面及び計算書（認定申請時から変更があつた場合）
- (4) 住民票の写し（認定申請時から変更があつた場合）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

#### （奨励金の決定及び確定）

第9条 町長は、奨励金事業者から前条の規定による交付申請並びに報告があつたときは、当該書類に係る書類等の審査及び現地調査等を行い、適当と認めるときは田野町移住定住促進新築住宅建設奨励金交付決定通知書（様式第5号）により、奨励金を交付しないときは田野町移住定住促進新築住宅建設奨励金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

#### （奨励金の実績報告）

第10条 奨励金の実績報告については、第8条の規定による奨励金の交付の申請をもって代えるものとする。

#### （奨励金の交付請求）

第11条 第9条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、奨励金の交付を請求しようとするときは、田野町移住定住促進新築住宅建設奨励金交付請求書（様式第7号）により、町長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等及び返還)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の規定による交付の決定を取り消し、すでに奨励金を交付した場合にあっては、当該奨励金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りでない。

(1) この要綱の規定に違反したとき

(2) 不正の手段により奨励金の交付を受けたとき

(3) 奨励金の交付を受けた住宅において、交付を受けた日から10年以内に取り壊し、譲渡、貸し付け、交換したとき

(4) 申請者及びその世帯員の全部が、当該奨励金の交付を受けた日から10年以内に転出又は転居したとき

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が奨励金の交付を不相当と認めるとき

2 町長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、田野町移住定住促進新築住宅建設奨励金交付決定取消通知書(様式第8号)により、当該交付の決定を取り消した者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により奨励金を返還させようとするときは、田野町移住定住促進新築住宅建設奨励金返還通知書(様式第9号)により、当該交付金を返還すべき者に通知し、奨励金の交付を受けた日以降の経過年数により別表第2に定める金額の返還を命ずることができるものとする。

4 前項の規定による通知を受けた者は、町長が定める期日までに奨励金を町長に返還しなければならない。

5 第1項から第4項の規定は、奨励金事業について交付すべき奨励金の確定があった後においても適用されるものとする。

(現況調査)

第13条 町長は、交付決定者が対象住宅に居住していることを確認するため、奨励金交付後10年を経過しない間、交付決定者を対象として住民基本台帳等により、居住状況を随時確認することができるものとする。

2 町は前項の規定による調査により、疑義のある場合は、対象住宅の訪問及び交付決定者との面談を行い実態の確認を行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行期日前であっても、令和7年1月2日以降に建築された新築住宅分については、本要綱の規定を適用することができる。

別表第1（第5条関係）

| 奨励金事業区分                                                                             | 適用                  | 奨励金額       |
|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|------------|
| (1) 新築住宅建設奨励金                                                                       | 町内施工業者の利用           | 40 万円      |
|                                                                                     | 町内施工業者以外利用          | 20 万円      |
| (2) 人口減少対策加算奨励金<br><br>上記(1)による奨励金額に右の奨励金額を加算する。<br>(①、②ともに該当する場合は、①及び②の奨励金額を加算する。) | ①若者夫婦<br>(ともに39歳以下) | 10 万円 (加算) |
|                                                                                     | ②子育て世帯<br>(子が18歳未満) | 20 万円 (加算) |

別表第2（第12条関係）

| 奨励金事業の完了の日からの経過年数 | 返還すべき金額           |
|-------------------|-------------------|
| 1 年未満             | 奨励金確定額の 100%      |
| 1 年以上 2 年未満       | 奨励金確定額の 90%に相当する額 |
| 2 年以上 3 年未満       | 奨励金確定額の 80%に相当する額 |
| 3 年以上 4 年未満       | 奨励金確定額の 70%に相当する額 |
| 4 年以上 5 年未満       | 奨励金確定額の 60%に相当する額 |
| 5 年以上 6 年未満       | 奨励金確定額の 50%に相当する額 |
| 6 年以上 7 年未満       | 奨励金確定額の 40%に相当する額 |
| 7 年以上 8 年未満       | 奨励金確定額の 30%に相当する額 |
| 8 年以上 9 年未満       | 奨励金確定額の 20%に相当する額 |
| 9 年以上 10 年未満      | 奨励金確定額の 10%に相当する額 |
| 10 年以上            | 返還なし              |